



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*75 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (出納室)

○ 告示

- 1068 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1069 " (")
- 1070 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1071 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 1072 生活保護法による指定医療機関の変更 (")
- 1073 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 1074 救急病院の変更 (医務課)
- 1075 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
- 1076 " (")
- 1077 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1078 平成18年度後期技能検定の実施 (雇用推進課)
- 1079 換地処分の完了 (農村計画課)
- 1080 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課)
- 1081 平成18年度CALS/EC第2号電子納品導入支援業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (技術調査課)

○ 人事委員会告示

*14 平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部改正

○ 選挙管理委員会告示

100 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

○ 公告

- 入札公告 (技術調査課)
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

規 則

和歌山県規則第75号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「水質試験」を「検査等に係るもので水質試験に係るもの」に改め、同表第2項を次のように改める。

2 保健所が行う環境・衛生関係事務に係る手数料のうち検査等に係るもので次に掲げる検査等に係るもの

- (1) 薬品試験
- (2) 水質試験
- (3) 環境衛生試験
- (4) 食品、添加物、容器及び包装試験
- (5) 残留抗生物質検査

別表第1第3項中「その他の環境衛生事務に係る手数料のうち狂犬病予防注射手数料」を「環境・衛生関係事務に係る手数料のうちその他の環境衛生関係事務に係るもので狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第1項の規定に基づく予防注射に係るもの」に改め、同表第4項中「事務のうち次に掲げるもの」を「事務に係る手数料のうち次に掲げる事務に係るもの」に改め、同表第5項を次のように改める。

5 計量関係事務に係る手数料のうち計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づく定期検査に係るもので次に掲げる特定計量器の定期検査に係るもの

- (1) 非自動はかり(ひょう量が500キログラム以下のものに限る。)
- (2) 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり

別表第1第6項中「掲げるもの」を「掲げる事務に係るもの」に改め、同項第7号中「事務(法第5条第1項の規定に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査に係るものに限る。)」を「事務のうち法第5条第1項の規定に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査」に改め、同表第8項中「における各種証明手数料」を「が行う和歌山県使用料及び手数料条例別表第3の第16項に規定する各種証明関係事務に係る手数料」に改める。

別表第2の1の項売りさばき機関の欄中「高等看護学院」を「高等看護学院 和歌山高等技術専門校 田辺高等技術専門校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1068号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年10月14日まで縦覧に供する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年8月14日
- 2 名称
特定非営利活動法人共生の郷こすもす
- 3 代表者の氏名
高田弘子
- 4 主たる事務所の所在地
紀の川市貴志川町神戸359番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、共生・相互扶助・生きがいの創造を理念とし、一般市民に対して、自然とのふれあいや文化や芸術を通して、共に生きる精神を育みながら心身の健康を高め、社会生活・家庭生活・人間関係に於いて、ゆとりある心で生きることを実践し、高齢者には介護支援・自立支援・生きがい創り支援、障害者には自立と就労支援、子ども達の幸せを願い青少年健全育成支援・子育て支援等を行い、又他のNPOや団体との交流や地域の活性化に取り組み、安全で住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1069号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1

項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年10月15日まで縦覧に供する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年8月15日
- 2 名称
特定非営利活動法人ふれ愛協議会
- 3 代表者の氏名
松井由美子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市築港2丁目8番地の2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の方々に対して、事業者、住民間の助け合い活動を通じて環境保全・介護・福祉に関わる調査研究や災害救援に係る教育・研修などに関する事業を行い、健康で笑顔のあふれる地域づくり、助け合い・支え合い安心できる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1070号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ケアステーション春風	橋本市胡麻生478	春風指定居宅介護支援センター	橋本市胡麻生478	居宅介護支援	平成15.8.1
有限会社ケアステーション春風	橋本市胡麻生478	指定訪問介護センター春風	橋本市胡麻生478	訪問介護	平成15.8.1
医療法人稲穂会	紀の川市粉河756-3	稲田クリニック	那賀郡粉河町粉河756-3	通所リハビリテーション・居宅介護支援・介護療養型医療施設	平成17.3.31

和歌山県告示第1071号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社リバソン	和歌山市内原855-5	訪問介護ステーションまほろば	海南市多田362-7	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.6.1

有限会社メディカルスクウェア	和歌山市園部1416-3	ヒカタ薬局	海南市日方1271-13	介護予防居宅療養管理指導	平成18.4.1
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	打田友愛デイサービスセンター	紀の川市畑野上272	介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	高陽園ホームヘルプサービス	紀の川市粉河951-1	介護予防訪問介護	平成18.4.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	第2高陽園デイサービスセンター	紀の川市粉河951-1	介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	グループホーム高陽園	紀の川市粉河951-1	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成18.4.1
有限会社銀明堂薬局	和歌山市北野517	銀明堂薬局打田支店	紀の川市上野14-7	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成18.4.1
有限会社銀明堂薬局	和歌山市北野517	銀明堂薬局打田国道店	紀の川市上野77-3	介護予防居宅療養管理指導	平成18.4.1
有限会社銀明堂薬局	和歌山市北野517	銀明堂薬局岩出支店	岩出市南大池206-2	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成18.4.1
有限会社銀明堂薬局	和歌山市北野517	銀明堂薬局ねごろ支店	岩出市根来15	介護予防居宅療養管理指導	平成18.4.1
有限会社ケイ・ピー・ジュー	岩出市西国分515-2(901号)	カンロ介護支援事業所	岩出市西国分515-2(901号)	居宅介護支援	平成18.8.1
株式会社イサミ	岩出市溝川201-1	株式会社イサミ	岩出市溝川201-1	特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成18.4.1
有限会社四葉会	岩出市高塚223	クローバーヘルプステーション	岩出市高塚223	介護予防訪問介護	平成18.7.19
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	株式会社コムスン箕島ケアセンター	有田市箕島100-7	介護予防訪問介護	平成18.7.1
特定非営利活動法人市民活動ネットワーク田辺	田辺市下屋敷町1-78	デイサービスセンターあおい	田辺市下屋敷町1-78	通所介護・介護予防通所介護	平成18.8.1
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	第二真寿苑デイサービスセンター	田辺市神島台6-1	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	平成18.7.1
有限会社ラポール	和歌山市六十谷208-26	ケアプランセンターリアン	海草郡紀美野町小畑371-3	居宅介護支援	平成18.8.1
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	ヘルプステーションいちご	伊都郡かつらぎ町佐野913	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.5.30
社会福祉法人萩原会	伊都郡九度山町河根807-64	社会福祉法人萩原会友愛苑ショートステイサービス	伊都郡九度山町河根807-64	介護予防短期入所生活介護	平成18.8.1
社会福祉法人萩原会	伊都郡九度山町河根807-64	社会福祉法人萩原会友愛苑デイサービス	伊都郡九度山町河根807-64	介護予防通所介護	平成18.8.1
宗教法人妙願寺	日高郡日高町志賀2988	妙願寺ケアサポートともしび	日高郡日高町志賀2988	居宅介護支援	平成18.6.1
株式会社旭屋	日高郡日高川町皆瀬324	株式会社旭屋	日高郡日高川町皆瀬324	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉	平成18.7.1

				社用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	
みなべ町	日高郡みなべ町芝742	みなべ町地域包括支援センター	日高郡みなべ町東本庄100	地域包括支援センター	平成18.4.1
社会福祉法人串本福祉会	東牟婁郡串本町二色160	潮岬あゆみ園・認知症対応型共同生活介護事業所	東牟婁郡串本町潮岬659	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成18.4.1
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	みなべ町社協二子の里	日高郡みなべ町埴田1430	通所介護・介護予防通所介護	平成18.5.1
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	みなべ町訪問看護ステーション	日高郡みなべ町芝447-2	介護予防訪問看護	平成18.4.1
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	みなべ町社協はあと館	日高郡みなべ町芝447-2	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護	平成18.4.1
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	みなべ町社協ふれ愛センター	日高郡みなべ町東本庄100	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	みなべ町社協ゆうゆう館	日高郡みなべ町埴田144-4-1	介護予防通所介護	平成18.4.1
上富田町	西牟婁郡上富田町朝来763	上富田町地域包括支援センター	西牟婁郡上富田町朝来75-5-1	地域包括支援センター	平成18.4.1
有限会社牟婁測量設計	田辺市下三栖142	デイサービスセンターむろの家	西牟婁郡上富田町南紀の台59-49	介護予防通所介護	平成18.4.1
有限会社紀乃國	西牟婁郡白浜町1332-4	きのくに介護サービス	西牟婁郡白浜町1332-4	介護予防訪問介護	平成18.6.2
医療法人稲穂会	紀の川市粉河756-3	稲穂会病院	紀の川市粉河756-3	居宅療養管理・通所リハビリテーション・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護療養型医療施設・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成18.4.1
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会那賀支所	紀の川市名手市場144-1	介護予防訪問介護	平成18.7.10
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会介護サービス事業所桃山支所	紀の川市桃山町最上1253-2	介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成18.6.30
那賀老人福祉施設組合	紀の川市粉河2513	那賀老人福祉施設組合特別養護老人ホーム白水園	紀の川市粉河2513	介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1
社会福祉法人光栄会	紀の川市麻生津中1279	栄寿苑デイサービスセンター	紀の川市麻生津中1279	介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人光栄会	紀の川市麻生津中1279	栄寿苑短期入所生活介護センター	紀の川市麻生津中1279	介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1
社会福祉法人渉久会	紀の川市桃山町最上1254-1	ホームヘルプサービスもの里	紀の川市桃山町最上1254-1	介護予防訪問介護	平成18.6.26
社会福祉法人渉久会	紀の川市桃山町最上1254-1	デイサービスセンターもの里	紀の川市桃山町最上1254-1	介護予防通所介護	平成18.6.26
社会福祉法人渉久会	紀の川市桃山町最上1254-1	ショートステイもの里	紀の川市桃山町最上1254-1	介護予防短期入所生活介護	平成18.6.26

社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家1-3-8	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会橋本事業所	橋本市御幸辻786	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成18.8.1
社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家1-3-8	橋本市社会福祉協議会高野口事業所	橋本市高野口町名倉8-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.8.1
社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家1-3-8	高野口町デイサービスセンター	橋本市高野口町名倉1202-2	通所介護・介護予防通所介護	平成18.8.1
医療法人慈愛会	紀の川市粉河1916	医療法人慈愛会勝田胃腸内科外科医院	紀の川市粉河1916	訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理・通所リハビリテーション・居宅介護支援・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理・介護予防通所リハビリテーション	平成18.6.28
有限会社ダンドリオン	岩出市溝川274-1 パルネット岩出103	訪問介護サービスたんぼ	岩出市溝川274-1 パルネット岩出103	介護予防訪問介護	平成18.6.29
有限会社ダンドリオン	岩出市溝川274-1 パルネット岩出103	福祉用具レンタルたんぼ	岩出市溝川274-1 パルネット岩出103	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成18.6.29
有限会社とみた	岩出市紀泉台432	訪問看護ステーションとみた	岩出市紀泉台432	介護予防訪問看護	平成18.4.1
有限会社とみた	岩出市紀泉台432	ホームヘルプステーションとみた	岩出市紀泉台432	介護予防訪問介護	平成18.4.1
医療法人富田会	岩出市紀泉台2	紀泉の里	岩出市紀泉台2	介護予防通所リハビリテーション	平成18.4.1
有限会社サンデン工業	和歌山市園部641-9	サンデン	岩出市吉田242-15	特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成18.4.1
社会福祉法人紀三福祉会	和歌山市紀三井寺560-2	デイサービスセンター下津	海南市下津町方498-25	介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人紀三福祉会	和歌山市紀三井寺560-2	ヘルプステーション下津	海南市下津町方498-25	介護予防訪問介護	平成18.4.1
社会福祉法人紀三福祉会	和歌山市紀三井寺560-2	グループホームひだまり	海南市下津町方498-25	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成18.4.1
有限会社ワム二十一	海南市南赤坂11 リサーチラボ201-A号	ヘルスケアワム	海南市南赤坂11 リサーチラボ201-A号	特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成18.4.1
有限会社マンボウ	海南市黒江1260	ケアセンター・マンボウ	海南市黒江1260	介護予防訪問介護	平成18.4.1

和歌山県告示第1072号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

指定	変更事項 (名称)		所在地	変更

番号	旧	新	年月日
橋葉 7-6	紀北薬局	紀北薬局この の店	橋本市神野々 1107番地6 平成 18.8.1

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1073号

指 定 医 師 名	診 療 科 目	医 療 機 関 名	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	言 語 声	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸	小 腸	免 疫		
織田ひかり	腎臓内科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成18.8.11									○					
岩倉伸次	外科	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	平成18.8.11											○		○	
紺谷忠司	外科	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	平成18.8.11												○		
宮本選	整形外科、内科	国保古座川病院	東牟婁郡串本町古座1035	平成18.8.11							○							
川村貴秀	内科、循環器科	かわむら医院	海南市下津町下津785-2	平成18.8.11								○	○					
山崎悟	整形外科	国保古座川病院	東牟婁郡串本町古座1035	平成18.8.11							○							
野村和教	整形外科	県立医科大学附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	平成18.8.11							○							
武用泰輔	整形外科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成18.8.11							○							

和歌山県告示第1074号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づく救急病院の変更について、次のとおり届出があった。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

変更事項（名称）		名 称	変 更 年 月 日
旧	新		
了生会中村病院	医療法人了生会古梅記念病院	医療法人了生会古梅記念病院	平成18.3.1

を停止する（ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。）ことを、平成18年8月21日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 なし
- 2 氏名 井田英一
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 橋本市岸上443番地
- 4 登録番号 和歌山県知事（1）第01375号
- 5 登録年月日 平成15年10月16日

和歌山県告示第1075号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、平成18年8月24日から平成18年10月16日までの間の54日間、貸金業の業務（弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）

和歌山県告示第1076号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、平成18年8月24日から平成18年11月6日までの間の75日間、貸金業の

業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成18年8月21日に命じたので、

同法第41条の規定により公告する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

番号	商号又は名称	氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
1		鈴木義夫	橋本市高野口町伏原1025番地の7	和歌山県知事(3)第01199号	平成16年3月12日
2	東信商事	中井修	和歌山市弘西70番地の1	和歌山県知事(3)第01203号	平成16年4月14日
3	折戸金融	折戸信子	東牟婁郡那智勝浦町築地4丁目1番地の1	和歌山県知事(1)第01379号	平成15年11月18日

和歌山県告示第1077号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
メッサオークワ岩出西店
和歌山県岩出市中黒641-1
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209)
岩出市農林経済課(和歌山県岩出市西野209)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年9月1日から平成18年10月2日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1078号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、平成18年度後期技能検定の実施に係る事項について次のとおり告示する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 実施する等級別検定職種
 - (1) 特級
機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備
 - (2) 1級及び2級
工場板金(機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全

(機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、時計修理(時計修理作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業、組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 3級

機械検査(機械検査作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和服(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア)

	検 定 職 種	手数料
--	---------	-----

	(円・1件)
全職種	15,700

(イ) 1級、2級、3級及び単一等級

検 定 職 種	手数料 (円・1件)
和裁、機会・プラント製図、電気製図	11,500
機械検査	13,000
工場板金、機械保全、電気機器組立て、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、電子回路接続、樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工	15,700

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、公共職業能力開発施設の生徒、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類すると知事が認める者については、次のとおりとする。

検 定 職 種	手数料 (円・1件)
和裁、機械・プラント製図、電気製図	7,700
機械検査	8,700
時計修理、冷凍空調和機器施工、建築大工、配管	10,500

イ 実施期日

実技試験は、平成18年11月24日(金)から平成19年2月18日(日)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成18年11月17日(金)に和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりである。

検 定 職 種	等級	実施日
機械検査、電気機器組立て、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験	1級、2級	平成19年1月28日(日)
機械検査、配管	3級	

機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	特級	平成19年2月4日(日)
工場板金、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図、塗装	1級、2級	
時計修理、冷凍空調和機器施工、建築大工、機械・プラント製図	3級	
樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工	単一等級	
機械保全、和裁、電気製図	1級、2級	平成19年2月11日(日)
和裁、電気製図	3級	
電子回路接続	単一等級	

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市、田辺市及び新宮市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会
和歌山市砂山南三丁目3番38号
和歌山技能センター内
電話 073-425-4555

(3) 受付期間

平成18年9月25日(月)から平成18年10月6日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(あて先を記入し、通常郵便定型50gの郵便料金相当額の郵便切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(第3項第1号アに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。

なお、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成19年3月13日(火)に和歌山県ホームページに掲載する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級及び3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定合格者には特級技能士章、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課又は和歌山県職業能力開発協会に問い合わせること。

和歌山県告示第1079号

平成18年8月8日付けで計画認可したかつらぎ町営換地計画(花園新子地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1080号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積 (ヘクタール)
紀南地域水源かん養保安林	2,892.36
紀中地域水源かん養保安林	1,914.61
紀北地域水源かん養保安林	303.94
紀南地域土砂流出防備保安林	755.25
紀中地域土砂流出防備保安林	367.11
紀北地域土砂流出防備保安林	398.72
紀南地域干害防備保安林	9.28
紀中地域干害防備保安林	7.18
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.28

和歌山県告示第1081号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成18年度CALS/EC第2号電子納品導入支援業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する事業

平成18年度CALS/EC第2号電子納品導入支援業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

ウ 事業経歴書

エ 財務諸表(個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1)のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、ウ及びキからコまでに掲げる申請書類の用紙と質問書については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年9月1日(金)から平成18年9月6日(水)までの土曜日及び日曜日を除く、毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年9月7日(木)から平成18年9月8日(金)までの毎日午前10時から午後4時までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 3 資格審査説明会の場所及び日時
 - (1) 場所
 - 和歌山市小松原通一丁目1番地
 - 和歌山県民文化会館中会議室
 - (2) 日時
 - 平成18年9月6日(水)午後2時から
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
 - 平成18年9月7日(木)から平成18年9月12日(火)までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
 - 和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
 - 和歌山市小松原通一丁目1番地
 - 郵便番号 640-8585
 - 電話番号 073-441-3081
 - ファクシミリ番号 073-428-1810
- 6 申請書類に使用する言語
 - 申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 入札参加者の資格
 - この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定までの間において次の要件を満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
 - (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- 8 資格審査の留意事項等
 - (1) 資格審査は、別冊「電子納品導入支援業務に係る競争入札参加資格審査申請説明書」に従い申請され受理した申請書類を審査することにより行うこととし、必要に応じてヒアリングを行うことがあるので留意すること。
 なお、ヒアリングを行う場合は申請者あてに別途その旨通知する。
 - (2) 申請書類のうち提案書は、仕様書及び電子納品導入支援業務に係る提案書作成要領に準拠し、作成すること。
 - (3) 入札参加資格申請者が落札し本県と契約を締結した場合、本県の仕様書遵守を前提として、上記提案書の内容に拘束されるものとし、本県からの特段の指示がない限り

- り提案書の内容を契約締結後変更できないものとする。
- 9 資格審査の結果通知
 - 資格審査申請者には、平成18年度CALS/EC第2号電子納品導入支援業務における競争入札参加資格結果通知書により平成18年9月15日(金)までに通知する。
- 10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 - (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1)の説明は、平成18年9月20日(水)までに書面により求めるものとする。
 - (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
 - (4) 説明に対する回答については、平成18年9月22日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 - (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。
- 11 留意事項
 - 入札の適正な競争性を確保するため、資格審査申請の結果、参加資格があることを確認された者が1者の場合は、入札を取りやめることとする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第14号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から適用する。

平成18年9月1日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

第1項第1号の表中医科大学の項及び医科大学看護短期大学の項を削り、「農林水産総合技術センター水産試験場(浅海資源部、沿岸沖合資源部及び内水面試験地)」を「農林水産総合技術センター水産試験場」に改め、農林水産総合技術センター水産試験場増養殖研究所の項を削る。

第1項第2号の表中

東京事務所

を

東京事務所

県税事務所

に、「子ども保健福

祉相談センター」を「難病・子ども保健相談支援センター」に改め、近畿自動車道紀南高速事務所の項を削る。

第2項の表中医科大学附属病院の項及び有功ヶ丘学園の項を削る。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第100号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法

律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年9月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成18年7月30日執行和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,539,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	奥村規子	所属党派	日本共産党	期間	7月20日から 8月2日まで 第1回分
出納責任者氏名	前久				
収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	円
				家屋費	円
				選挙事務所費	円
				集会会場費	円
				通信費	円
				交通費	5,540 円
				印刷費	円
				広告費	180,000 円
				文具費	円
				食糧費	73,260 円
その他の寄附			円	宿泊費	円
その他の収入			300,000 円	雑費	円
今回計			300,000 円	今回計	258,800 円
前回計			円	前回計	円
総計			300,000 円	総計	258,800 円
報告書受理年月日		平成18年8月10日		第1回報告分	

候補者氏名	藤本真利子	所属党派	民主党	期間	6月20日から 8月8日まで 第1回分
出納責任者氏名	濱口亜紀				
収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	660,000 円
民主党	政党	500,000 円		家屋費	245,500 円
中沢敏浩	団体役員	90,000 円		選挙事務所費	172,000 円
				集会会場費	73,500 円
				通信費	円
				交通費	円
				印刷費	1,068,800 円
				広告費	779,850 円
				文具費	15,660 円
				食糧費	10,000 円
その他の寄附			円	宿泊費	円
その他の収入			2,500,000 円	雑費	74,471 円
今回計			3,090,000 円	今回計	2,854,281 円
前回計			円	前回計	円
総計			3,090,000 円	総計	2,854,281 円
報告書受理年月日		平成18年8月11日		第1回報告分	

候補者氏名	前岡正男	所属党派	無所属	期間 6月21日から 8月6日まで 第1回分
出納責任者氏名	前岡智夫美			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	円
まえおか正男後援会	政治団体	1,000,000 円	家屋費	131,500 円
中村利男	自営業	12,500 円	選挙事務所費	131,500 円
加藤久博	自営業	20,000 円	集会会場費	円
松浦攸吉	無職	20,000 円	通信費	円
			交通費	円
			印刷費	690,795 円
			広告費	31,500 円
			文具費	8,115 円
			食糧費	54,536 円
その他の寄附		円	休泊費	円
その他の収入		円	雑費	24,694 円
今回計		1,052,500 円	今回計	941,140 円
前回計		円	前回計	円
総計		1,052,500 円	総計	941,140 円

報告書受理年月日	平成18年8月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公 告

入 札 公 告

平成18年度CALs/EC第2号電子納品導入支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成18年度CALs/EC第2号

(2) 委託業務の名称

電子納品導入支援業務

(3) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(4) 成果品の納入場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(5) 委託業務の履行期間

契約の日の翌日から平成18年3月15日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第1081号に規定する平成18年度CALs/EC第2号電子納品導入支援業務の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(2) 日時

平成18年9月1日(金)から平成18年9月6日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年9月7日(木)から平成18年9月8日(金)までの毎日午前10時から午後4時までも間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館中会議室

(2) 日時

平成18年9月6日(水)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館402号室

イ 入札日時

平成18年9月25日(月)午後3時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の平成18年度CALS/EC第2号電子納品導入支援業務における競争入札参加資格結果通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の平成18年度CALS/EC第2号電子納品導入支援業務における競争入札参加資格結果通知書の写しを同封の上、平成18年9月25日(月)午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

(1) 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

(2) 本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

都市計画の図書の写しの縦覧公告

湯浅町から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年9月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 都市計画の種類及び名称

湯浅都市計画伝統的建造物群保存地区（湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区）の決定

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課